

議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 1 1 月 6 日（水）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 ハラスメント防止に関する規定の整備について
- 2 陳情の取扱いについて
- 3 委員会 2 年任期試行に向けた具体的内容の検討について
- 4 オンライン委員会の開催を可能とするための環境整備について
- 5 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 尾張旭市議会議員政治倫理要綱（一部改正案：新旧対照表）
- 2 尾張旭市議会議員政治倫理要綱（改正後全文）
- 3 尾張旭市議会議員政治倫理要綱改正案に係る各会派の意見

【議題 2 資料】

- 4 陳情の取扱いについて
- 5 陳情の取扱いに係る各会派意見

【議題 3 資料】

- 6 委員会 2 年任期試行に向けた具体的内容の検討について
- 7 委員会 2 年任期試行に向けた具体的内容の検討に係る各会派意見

【議題 4 資料】

- 8 オンラインによる方法での委員会出席に関する申し合わせ事項（案）

【議題 5 資料】

なし

○ 尾張旭市議会議員政治倫理要綱

【新旧対照表】

改 正 前	改 正 後
(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>その地位を利用し、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける</u> 行為をしないこと。 (7)・(8) (略) 2 (略)	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u> (7)・(8) (略) 2 (略)

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

尾張旭市議会議員政治倫理要綱

平成26年2月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に対する市民の信託に応えるため、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、選挙によって信託を受けた代表として、地方自治の本旨に基づき、高い倫理観と品位の保持に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。）が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は市が行う許認可に関して、不当な関与をしないこと。
 - (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (5) 市職員の人事に関して、不当な関与をしないこと。
 - (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
 - (7) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。
 - (8) 政治活動に関する寄附について、道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取扱いをさせるよう措置すること。
- 2 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(兼業に関する遵守事項)

第4条 議員は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の議員の兼業禁止の規定に基づき、市民に対し疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。

(審査の請求)

第5条 議員は、他の議員がこの要綱に違反する行為をした疑いがあるときは、審査請求書（第1号様式）に資料を添え、3人以上の署名とともに議長に審査を請求する。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、尾張旭市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が各派代表者会に諮り、議員のうちから選任する。

3 委員の定数は、7人とする。

4 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。

5 審査会の組織及び運営は、次に定めるところによる。

(1) 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(2) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決定する。

6 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得て、非公開とすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の調査)

第7条 審査会は、審査の請求があった議員（以下「対象議員」という。）に審査請求があった旨を通知するものとする。

2 審査会は、対象議員に対し、審査又は調査に必要な資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査又は調査のため必要があるときは対象議員の出席を求め、

その説明を求めることができる。

- 4 対象議員は、審査会において弁明をすることができる。なお、弁明を行う対象議員は、事前に弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

(審査会の結果)

第8条 審査会は、審査が終了したときは、議長に対して審査結果の報告書を提出するものとする。

- 2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。

(議会の措置)

第9条 議長は、審査会からの審査結果の報告書を尊重し、この要綱に違反する行為があったと認めるときは、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) この要綱を遵守するため警告し、誓約書の提出を求めること。
- (2) 議会の役職を停止すること。
- (3) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査会及び議長が必要と認める措置を行うこと。

(審査結果の公表)

第10条 議長は、第8条の審査結果の報告書が提出されたときは、審査会の審査概要及び審査結果を公表するものとする。前条各号に定める措置を講じたときも、また同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

審 査 請 求 書

尾張旭市議会議長 殿

請求者（代表者）
尾張旭市議会議員

尾張旭市議会議員政治倫理要綱第5条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求対象議員

- 2 審査請求の対象となる事由

- 3 審査請求の対象となる事由の内容

- 4 審査請求の対象となる事由を証する資料（☐あり・☐なし）

(裏面)

請求者

尾張旭市議会議員

//

//

ハラスメント防止に係る規定の整備について

● 尾張旭市議会議員政治倫理要綱改正案に係る各会派の意見

会派名	会派意見	回 答
令和あさひ	問題なし	—
市民クラブ	原案どおり、賛成。	—
公明党 尾張旭市議団	改正案どおり 昨今、様々なハラスメントがあるが、改正案で対応できるものとする。	—
日本共産党 尾張旭市議団	原案どおり	—
愛知維新の会 尾張旭市議団	① 文書バランス的に「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント及び人権侵害のおそれのある」 具体的のようで、人権侵害のおそれについて…は曖昧で分かりづらいというアンバランスを受ける。 ② 人権侵害のおそれのある行為とはどのようなものと考えればよいのか。 ③ 会派案 (6) その地位を利用した各種ハラスメント並びに人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	① ハラスメントの種類の具体的な明記については、議会運営委員会で協議する。 なお、改正案に明記されているハラスメントは、法により定義されているものである。 ② 「人権侵害のおそれのある行為」とは、一般的にハラスメントとして認識されていないもので、個人の尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害する行為を指す。 ③ 「その地位を利用した」とあるが、全てのハラスメントが優越的な地位を利用したものであるとは限らないと考える。

陳情の取扱いについて

1 はじめに

議長引継ぎ事項の１つに『陳情の取扱いについての検討』があり、議会運営委員会の中で検討を進めることとなった。

〔引継ぎ内容〕

尾張旭市議会における陳情については、過去に議会の審査になじまないと思われるものなどがあった。この現状を鑑み、陳情制度の趣旨を尊重した上での適切な取扱いについて検討をお願いしたい。

※ 議会の審査になじまないものとしては、本市に処理権限がない、本市の事業に該当しない、趣旨や願意が不明瞭といったものが考えられる。

2 陳情制度の趣旨等

陳情は請願と同じく、市民等が議会に対し実情を訴え、相当の措置を要望するものである。しかしながら、請願については、憲法第１６条において権利を保障しており、地方自治法において具体的取扱いを規定しているが、陳情については、一定の事項について適当な措置を要望する事実上の行為であって、請願と同様に処理すべきとする法律上の義務はない。

3 現在の処理方法

尾張旭市議会では、原則、請願と同様の取扱いをしている。

4 想定される処理方法

請願と同様に取扱わない場合の処理方法としては、次のものが考えられる。

- (1) 市内在住者及び市内所在団体からの陳情のみ、請願と同様に取り扱う。
- (2) 委員会のみで審査を行い、本会議では採決しない。
- (3) 陳情書を所管委員会に参考送付する。
- (4) 陳情書又は陳情文書表を全議員に配付する。
- (5) 議長が陳情を受理するにとどめる。

○陳情の取扱いについて（補足資料）

《尾張旭市議会会議規則（抄）》

【現在の規定】

（陳情書の処理）

第85条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

【平成15年の会議規則全部改正前の規定】

（陳情書等の処理）

第132条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

以前の規定は、請願並みの形式と内容を整えているものは請願と同じように審査し結果を出すという扱いの規定であったが、現在の規定は、より柔軟な対応が可能となっている。

《地方自治法（抄）》

【現在の規定】

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

第109条 （略）

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

（1）～（3） （略）

4～9 （略）

【平成24年の地方自治法一部改正前の規定】

「……議案、陳情等を審査する」



これまでのような、原則、請願と同様の取扱いをするという考えではなく、会議規則等の規定に沿った考えで、必要と認めたものを、請願と同様に取り扱うことも考えられる。

尾三 1 1 市議会における陳情の処理状況

瀬戸市	●市内在住の者又は市内所在の団体、かつ、瀬戸市が処理権限を持つものは、請願と同様の取扱い。 ●上記以外のもの、瀬戸市の事業に該当しないもの、審査になじまないものについては、配付するのみ。
春日井市	●全議員へ文書表を配付するのみ。
豊田市	●所管委員会で審査は行うが、採決は行わない。
小牧市	●写しの電子データを全議員へ配付する。 ●定例会初日に文書表を配付、受理報告をしており、委員会での審査は行わない。
豊明市	●議会運営委員会で委員会に付託するものと写しを配付するものについて協議する。 ●写しを配付するものとしては、『郵送によるもの及び毎年、多項目にわたる内容の陳情、要望の類及び１年以内に議会で議決され、その後の事情変更がないと認められる場合を基準とする』としている。
日進市	●内容に応じて、全議員へ写しの配付とするか、会派代表者会議の議題とするかを判断する。
清須市	●審査除外基準を定めており、議長がこの基準に該当すると判断した陳情は、議会運営委員会で承認を得た後、掲示処理する。
北名古屋	●各派代表者会で審査する必要があると認められたものについては、定例会で処理する。 ●定例会で処理しない陳情については、議長の決裁後、議会事務局で保管する。
みよし市	●議会運営委員会で陳情の上程の可否及び付託委員会を諮る。
長久手市	●委員会で審査をする。 ●意見書の提出を求める内容の場合は、全議員に写しを配付するに留める。

陳情の取扱いに係る各会派意見

会派名	意見等
令和あさひ	・尾張旭市内在住の者または尾張旭市内所在の団体、かつ、尾張旭市が処理権限を持つものは、請願と同様の取扱い。 ・上記以外のもの、尾張旭市の事業に該当しないもの、審査になじまないものについては、配付するのみ。 ・郵送によるもの及び毎年、多項目にわたる内容の陳情、要望の類及び1年以内に議会で議決され、その後の事情変更がないと認められる場合は、配付するのみ。
市民クラブ	現状は、陳情について慎重に精査し、絶妙なバランスを取りながら、取り扱っているので、現状維持で良いと考えます。 また、他市と比較しても、本市は、市民の声を反映する議会になっているので、現状維持で良いと考えます。
公明党 尾張旭市議団	尾張旭市内に在住する者、または市内所在の団体、かつ、尾張旭市が処理権限を持つものは、請願と同様の取り扱いとする。 上記以外のもの、本市の事業に該当しないもの、審査になじまないものについては、配布するのみとする。
日本共産党 尾張旭市議団	陳情を請願の取扱いとしないこととした場合、尾張旭市議会の特色が一つ失われることになると思います。 また、趣旨説明制度は、請願ではなく、陳情に必要な仕組みであると考えられる（請願の説明は、紹介議員が担う）ため、陳情に対する変更内容によっては、趣旨説明制度は実質的に廃止となるのではないかと思います。 ただ、豊田市の事例＝所管委員会で審査は行うが、裁決は行わない（先日の説明では、その後、議員提案で意見書を出そうとする動きになることもある。ということでしたから、）＝の具体的な状況を知りたいと思いました。
愛知維新の会 尾張旭市議団	基本現状の方針でよいが、議会期内の同様内容については、(5)議長が陳情を受理するにとどめる。

○委員会2年任期試行に向けた具体的内容の検討について

議会みらい創造特別委員会の検討結果に基づき、令和7年度、8年度の常任委員の2年任期の試行に向け、試行を行うに当たっての具体的な取組内容について検討していくもの。

《想定される取組》

○ 予算・決算審査のサイクル

1年の任期の場合は、9月の決算審査が3月の当初予算にどのように反映されているかまでで終わってしまうことが考えられたが、さらに次の1年間で予算・決算審査の前年度との比較など、より深い審査につなげる。

○ 委員会行政調査の有効活用

令和8年度は、議員の任期4年の最終年度である。8月又は10・11月に行政調査を行った場合は、その調査結果を委員会審査に有効活用できないおそれも懸念される。令和7年度末あるいは令和8年度当初に行政調査先を決めておき、令和8年度の早い段階から行政調査を進め、委員会の審査に、より有効に活用する。

○ 意見交換会での意見交換の充実

毎年申込みがある団体との意見交換会においては、2年続けて意見交換をすることにより、前回の意見が1年経ってどのようになっているのかなどの、より充実した意見交換につなげる。

委員会 2 年任期試行に向けた具体的内容の検討に係る各会派意見

会派名	意見等
令和あさひ	意見交換会を各委員会で行う。(委員会に委譲)
市民クラブ	①「令和 8 年度中に結論を出す」ための試行であるという、試行期間の意義を、前文に記載した方が良いと考えます。 ②委員会 2 年任期は、政策立案機能を高めるために検討されてきたことを記載した方が良いと考えます。 ③想定される取組の記載内容が、「取組」ではなく、想定される「メリット（効果）」だと思います。
公明党 尾張旭市議団	政策立案にしっかりと取組む。
日本共産党 尾張旭市議団	3 つの想定される取組が掲載されていましたが、さらに、政策立案に取り組むこともやりやすくなるのではないかと思います。
愛知維新の会 尾張旭市議団	追加付則（案）：当選 1 期の議員については、2 年任期の例外規定として 1 年ごとに希望委員会の選択ができることを追加する。 多様な環境と考えを持つ市民の負託に応えられる機会を平等にするため。

オンラインによる方法での委員会出席に関する申し合わせ事項

(令和 年 月 日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は、議会の委員会におけるオンラインによる方法での出席（以下「オンライン出席」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対象とする委員会

本申し合わせ事項の対象となる委員会は次のとおりとする。

- (1) 議会運営委員会
- (2) 常任委員会
- (3) 特別委員会

2 オンライン出席の届出

オンライン出席を希望する委員（以下「オンライン委員」という。）は、原則として、委員会開催日の2日前（市の休日に当たるときは、その前日）までに、委員長に届け出なければならない。

3 使用するWEB会議システム

- (1) WEB会議システム「Z o o m」を使用し、オンライン出席をする。
- (2) オンライン出席に必要な通信機器や通信環境は、オンライン委員が準備する。

4 正副委員長のオンライン出席の取扱い

正副委員長は、円滑な議事運営の観点から、原則、オンライン出席はできない。
正副委員長は、円滑な議事運営の観点から、委員会開会場所への参集に努める。
正副委員長は、円滑な議事運営の観点から、原則、委員会開会場所に参集する。

5 オンライン出席委員の責務

オンライン委員は、通信環境を良好に保ち、映像及び音声の送受信により委員会への参加に支障がないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) 委員会開催中は、常時、オンライン委員が画面に映るようにすること。
- (3) オンライン委員以外の人が画面に映らないようにすること。
- (4) オンライン委員以外の人々の音声が入らないようにすること。
- (5) 委員会に関係しない映像（ポスターなど）が映らないようにすること。
- (6) オンライン出席に必要な情報（Z o o mのU R Lなど）を他の人に漏らさないこと。
- (7) 通信機器に表示された委員会に関する画面を他の人が閲覧できないようにすること。
- (8) 通信機器に表示された委員会に関する画面の録画や、委員会の音声の録音を行わないこと。

6 オンライン委員の取扱い

- (1) オンライン委員については、当該委員の映像及び音声を確認できる場合に限り、委員会に出席したものとみなす。
- (2) 委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信によって相手の状態を相互に認識しながら通話することが困難となった場合、オンライン委員は途中退席したものとみなす。
- (3) 前項の規定により、途中退席したものとみなされたオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信によって相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとみなす。
- (4) 第2項の規定により、オンライン委員が途中退席したとみなされたことで、委員会の定足数を満たさなくなった場合は、委員長は委員会を休憩し、途中退

席したとみなされたオンライン委員に対し、通信環境の復旧を促すものとする。

- (5) 委員長は、オンライン委員の質疑等の発言の際、通信環境の悪化等により質疑等が始められないとき、または続行できない状態となったときは、他の委員に質疑等を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて質疑等を行わせるなど、適宜対処する。

7 オンライン委員の離席

オンライン委員が離席するときは、WEB会議システム「Zoom」のチャット機能を使用し、委員長に離席することを報告する。

8 オンライン委員の除斥

オンライン委員が尾張旭市議会委員会条例第30条に規定する除斥事由に該当する場合は、委員長は回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講ずること、除斥を行うものとする。

9 表決等の方法

- (1) 委員長は、表決に付する問題の宣告の後、オンライン委員に対し、挙手にてその可否を確認し、その後、委員会開会場所にいる委員の可否を挙手により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定する。
- (2) 委員長は、簡易表決を行う場合、オンライン委員及び委員会開会場所にいる委員に同時に行う。
- (3) 表決の宣告の際、映像及び音声を確認できないオンライン委員は、表決に加わることはできない。
- (4) オンライン委員がいる場合は、投票による表決はできない。
- (5) オンライン委員がいる場合の選挙は、指名推選の方法のみ行うことができる。